

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の
一部を改正する省令案に関する意見募集結果について

平成30年4月20日
国土交通省

国土交通省では、平成30年3月2日から同年3月31日までの間、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令案等に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、16件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表します。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますようよろしく御願います。

1 実施方法

- (1) 募集期間 平成30年3月2日（水）～3月31日（土）
- (2) 周知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法 電子メール、FAX及び郵送

2 意見数

提出意見数 16件 （提出者数16名）

3 問い合わせ先

自動車局安全政策課 小田・熊本 TEL:03-5253-8111（内線41623）

(別紙)

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
「解釈運用通達」の変更に関しては、施行までに猶予期間を設けるべきではないか。	「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の改正については、4月下旬の発出から約一ヶ月後の6月1日に施行することとしております。
これまでも事業者が運転者を乗務させてはならない事由として「疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある」と規定しており、その「その他の理由」には睡眠不足が含まれていたため、今回の改正は不要ではないか。	これまでも運転者を乗務させてはならない「その他の理由」の中に睡眠不足は含まれていましたが、今回の改正においてこれを省令上明記することで、睡眠不足で運転をしてはならないことや睡眠の重要性を事業者や運転者の方々に認識していただくと考えます。 また、点呼の際に睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かについて確認することを明確にし、さらにその結果点呼簿に睡眠状況の結果を記載することとすることで、運転者の睡眠不足の状況が確実に確認されるようになるものと考えます。
点呼時に運転者が睡眠不足を感じなくても乗務開始後に眠気を感じる可能性もあるため、乗務開始後も申告させることができるようにすべきではないか。	輸送の安全の確保の観点から、運転者は、睡眠不足等の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは事業者に申し出ることとされており、現行制度でも運転者が乗務開始後に眠気を感じたときの申告を妨げるものではありません。
睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かの判断は運転者の自己申告によることとなるのか。睡眠時間が一定時間以下であった場合は乗務させない等の基準を設けてはどうか。	睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かの判断は運転者の自己申告や、運行管理者等から見て普段の様子と違うところがないかどうか等から総合的に判断することとなります。 なお、今回の改正では、運転者により睡眠時間が何時間必要かは個人差があるため、睡眠時間が一定時間以下であった場合は乗務させない等の基準を設けないこととします。

<p>運転者が睡眠不足か否かについて、睡眠不足であるにもかかわらず睡眠不足ではないと嘘の申告をする可能性があるため、この改正に意味はないのではないか。</p>	<p>運転者が睡眠不足ではないと申告している場合であっても、運行管理者等が当該運転者の普段の様子等から考慮して睡眠不足であると判断する場合には、当該運転者を乗務させてはならないこととなります。</p> <p>また、今回の改正により、睡眠不足で運転をしてはならないことや睡眠の重要性を運転者の方々に認識していただけるものと考えます。</p>
<p>きちんと休息期間が設けられているはずであるにもかかわらず、睡眠不足であると申告される場合はどうしたらよいか。</p>	<p>輸送の安全の確保の観点から、運転者から睡眠不足である旨の申告があった場合は当該運転者を乗務させてはなりません。</p> <p>また、事業者が改善基準告示を遵守した休息期間を設けている場合であっても、運転者の睡眠時間が十分ではない場合には、運転者に対して乗務の前日にはきちんと睡眠をとるよう指導を行う等の対応が必要であると考えます。</p>
<p>運転者から睡眠不足により安全な運転ができないおそれがあると申告があった場合は、点呼簿に記録するとともに、運転者から睡眠不足であると申告があった際に当該運転者を乗務から外すこととすべきではないか。</p>	<p>点呼簿の記録事項については、今回の改正により運転者の睡眠不足の状況について記載が必要になります。</p> <p>また、睡眠不足により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を乗務させてはならないことが省令上明記されます。</p>
<p>運転者が睡眠不足であって、さらに交替運転者が見つからないような場合には事業者が運行義務を免れることを明記してほしい。</p>	<p>まずは運転者が睡眠不足とならないよう日頃から指導を行うことや、十分な休息期間を設けていただくことが必要と考えます。</p> <p>その上で、運転者が睡眠不足により乗務することができないこととなる場合に備え、交替運転者を適切に配置いただきますようお願いいたします。</p>

<p>点呼簿への睡眠不足の状況の記録については、点呼簿の既存の記録事項である運転者の疾病、疲労の状況とは別に記録することとすべきではないか。</p>	<p>点呼の際に睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かについて確認がなされ、その結果点呼簿に睡眠不足の状況が記載されているものであれば、点呼簿の記録方法は問いません。</p>
<p>公布から施行までが短期間のため、点呼簿に睡眠不足の状況についての記録欄を設ける変更が間に合わない可能性がある。また、既に印刷してしまった睡眠不足の状況についての記録欄がない点呼簿が無駄になる可能性がある。</p>	<p>点呼簿の様式は特に定めておりませんので、睡眠不足の状況についての記録欄がある点呼簿の用意が施行までに間に合わない場合や、睡眠不足の状況についての記録欄がない点呼簿がまだ余っている場合は、その余白部分に睡眠不足の状況について確認した結果を記入していただくことが可能です。</p>

※類似のご意見や1件に複数の内容が含まれるご意見については整理した上で掲載しております。また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見や質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。